

○職員の退職管理の運用について

(平成28年3月22日岡人委第304号通知)

第1 再就職者による依頼等の規制関係(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2関係)

1 再就職者による依頼等の規制の適用除外関係(職員の退職管理に関する規則(平成28年岡山県人事委員会規則第5号。以下「規則」という。)第11条及び第12条関係)

- (1) 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものは、日本放送協会による放送の役務の給付とする。
- (2) 承認を得ようとする再就職者が任命権者に提出する人事委員会が定める申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 依頼等の届出の手續関係(規則第13条関係)

働きかけを受けた職員が人事委員会に提出する人事委員会が定める書面の様式は、様式第2号のとおりとする。

第2 人事委員会による監視関係(法第38条の3及び第38条の4関係)

1 任命権者の報告関係(法第38条の3関係)

規制違反行為の疑いがあると思料する場合に任命権者が人事委員会に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

ア 職員が規制違反行為(法第38条の3に規定する規制違反行為をいう。

以下同じ。)を行った疑いがある場合

当該職員の氏名、所属及び職

イ 再就職者が規制違反行為を行った疑いがある場合

当該再就職者の氏名、離職時に勤務していた所属、離職時の職及び離職日、当該行為時にその地位に就いていた営利企業等の名称、当該営利企業等における地位及び業務内容並びに当該再就職者から当該行為を受けた職員の氏名、当該行為を受けた時に勤務していた所属、当該行為を受けた時の職及び職務内容

(2) 規制違反行為の疑いがある行為の内容

(3) 規制違反行為の疑いがあると思料するに至った理由及び経緯

2 任命権者による調査関係(法第38条の4関係)

規制違反行為の疑いがあると思料して、任命権者が調査を行おうとするときに人事委員会に通知する事項は、1に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査開始の予定時期
- (2) 実施を予定している調査の概要

### 第3 地方公共団体が講ずる措置関係（法第38条の6関係）

#### 1 他の職員についての依頼等の規制の適用除外関係（規則第25条関係）

規則第25条第2項に規定する人事委員会の定める要件を満たす組織とは、県職員の経験、知識、能力を地域社会のために有効活用することを目的とし、公平性、透明性を確保しながら、職員の再就職を支援するために、各任命権者が設置した、次に掲げる要件を全て満たした上で、再就職のあっせん活動を行う組織（以下「再就職支援組織」という。）とする。

なお、各任命権者間の調整及び合意により、一つの再就職支援組織において、複数の任命権者の補助機関の職員を対象としてあっせん活動を行うことができる。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）その他関係法令等を遵守するとともに、公平性、透明性を確保するための対策に取り組んでいること。
- (2) 補助機関全般にわたる職員を対象としていること。
- (3) 補助機関の各部所にわたる職員が複数関与し、合議により意思決定をしていること。
- (4) 職員に対し、再就職をあっせんすることを条件に、早期退職を求めていること。
- (5) 営利企業等に対し、再就職支援組織の側から職員の再就職を要求していないこと。
- (6) あっせん活動を行うにあたり、再就職者の給与、手当について、基準額の設定、昇給の禁止、退職金又はこれに類する手当の不支給等、一定の制限を課していること。
- (7) あっせん活動を行うにあたり、再就職の期間及び再度の再就職について、一定の制限を設定していること。
- (8) あっせん活動を行うにあたり、職員に対し利害関係企業等への再就職のあっせんを行うことができる場合を、県政運営上の必要等、相当の理由が存する場合に限っていること。

#### 2 定義関係（規則第26条関係）

規則第26条第1項に規定する営利企業等のうち職員の職務に利害関係を

有するものとして人事委員会が定めるものとは、営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる当該職員の携わる事務の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務

当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

- (2) 補助金等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により県が支出する補助金をいう。以下同じ。）を交付する事務

当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

- (3) 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務

当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）

- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務

当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。）をする事務

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

- (6) 売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務

当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として規則第11条及び第1の1（1）で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

- (7) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察職員としての職務として行う犯罪の捜査に関する事務

当該犯罪の捜査を受けている被疑者である営利企業等

3 職員による在職中の求職の規制の適用除外関係（規則第26条関係）

規則第26条第2項に規定する人事委員会の定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 職員に対し、利害関係企業等から一方的に再就職を求められた場合において、単にそれを受諾した場合
- (2) 所属において意思決定の権限を実質的に有せず、2に規定する事務について便宜を図ることが困難であると認められる、岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に規定する各給料表の適用を受ける職員で、それぞれ次に掲げるものが行う場合
  - ア 行政職給料表の適用を受ける職員 その等級が3級以下のもの
  - イ 公安職給料表の適用を受ける職員 その等級が5級以下のもの（警部補以下の階級にある者に限る。）
  - ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
  - エ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
  - オ 研究職給料表の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
  - カ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
  - キ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員 その等級が4級以下のもの
  - ク 医療職給料表（三）の適用を受ける職員 その等級が4級以下のもの

4 在職中の職員の再就職の届出関係（規則第27条関係）

規則第27条第1項に規定する人事委員会の定めるところとは、次のとおりとする。

- (1) 職員は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合は、速やかに様式第3号に所定の事項を記載し、任命権者に提出するものとする。
- (2) 届出は、再就職の約束をした日から概ね1週間以内に行うものとする。
- (3) 届け出た後に、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに様式第4号に必要な事項を記載し、任命権者に提出するものとする。
- (4) 届け出た後に、約束の効力が失われた場合又は営利企業等の地位に就くことが見込まれないことになった場合は、速やかに、様式第5号に必要な事項を記載し、任命権者に提出するものとする。
- (5) 当該再就職が、再就職支援組織があつせんしたものであり、かつ、当該再就職支援組織から所属長に報告がなされることになっている場合は、職員から任命権者への届出をしなくてもよいこととする。
- (6) 規則第27条第2項に規定する、公務遂行上、必要と認められる措置とは、

次のとおりとする。

ア 任命権者は、当該再就職先に関連すると思われる所属長に対し、当該職員の再就職について伝達すること。

イ 所属長は、当該職員について、当該再就職先の契約等に直接携わる職務に就かせないなどの配慮を行うこと。特に当該再就職先が利害関係企業等である場合は、当該職員の担当職務とすることを禁止する。

ウ 所属長は、当該職員が異動した場合は、異動先の所属長に対し当該再就職情報を伝達すること。この場合において、異動先の所属長は、上記ア、イの対応をとること。

#### 5 人事委員会への報告関係（規則第28条関係）

(1) 人事委員会が定める事項とは、再就職支援組織の活動状況（求職及び求人の状況、あっせんの状況及びマッチングの成立状況、利害関係企業等へのあっせん状況及びその理由等）とする。

(2) 人事委員会が定めるところとは、年度単位でとりまとめ、翌年度中に報告することとする。

#### 6 再就職状況の公表関係（規則第29条関係）

(1) 公表の対象となる職員は、規則第22条に規定する職に就いている職員とする。

(2) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

再就職者の氏名、離職時の年齢、離職時の職、離職年月日、再就職（予定）年月日、営利企業等の名称、営利企業等の業務内容、営利企業等における地位

(3) 公表は、毎年8月1日を基準日としてとりまとめ、速やかに行うものとする。

(4) 公表は、ホームページへの掲載等、広く県民が閲覧可能な方法により実施するものとする。

#### 7 管理職職員の再就職の届出関係（規則第23条及び第24条関係）

(1) 規則第23条第3号に規定する人事委員会が定める額とは、営利企業以外の団体の地位に就き、事業に従事し、又は事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

(2) 再就職者が任命権者に提出する、人事委員会が定める様式は、様式第6号

のとおりとする。

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

各任命権者 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ( ) 氏 名		生年月日 (年齢) 年 月 日生 ( 歳)	
勤務先 (営利企業等) の名称		勤務先における地位 (役職)	
連絡先 TEL ( - - )		FAX ( - - )	
勤務先 (営利企業等) の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日		年		月		日		離職時の職		
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職等		在職期間				職務内容			
			自	年	月	日				
			至	年	月	日				
			自	年	月	日				
			至	年	月	日				
			自	年	月	日				
			至	年	月	日				
			自	年	月	日				
		至	年	月	日					

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた行政機関等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏 名（ふりがな）		（	）
所属	職		
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--



再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

岡山県人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) ( ) 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 ( 歳)
所 属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ( ) 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

## 在職中に再就職の約束をした場合の届出

(職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所

氏 名

電話番号

職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 所 属 ・ 職	
4 再就職の約束をした日	年 月 日
5 離 職 予 定 日	年 月 日
6 再 就 職 予 定 日	年 月 日
7 再 就 職 先 の 名 称	
8 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
9 再 就 職 先 に お け る 地 位	
10 再就職先の業務と現在の職員の業務との関連性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※関連性があると思われる場合はその旨を記載	

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

## 変更届出

(職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

所 属 ・ 職	変更前	
	変更後	
離 職 予 定 日	変更前	
	変更後	
再 就 職 予 定 日	変更前	
	変更後	
再 就 職 先 の 名 称	変更前	
	変更後	
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変更前	
	変更後	
再 就 職 先 に お け る 地 位	変更前	
	変更後	

(記載上の注意)

再就職先の業務内容に変更がある場合は、変更後の再就職先の業務と現在の職員の業務との関連性の有無(関連性があると思われる場合はその旨)を記載すること

## 失効届出

(職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)  
の第27条第1項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました  
地位に就くことが見込まれないこととなりました  
ので、届け出ます。

(記載上の注意)

在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出  
(職員の退職管理に関する条例 (平成28年岡山県条例第 6 号) 第 3 条関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所

氏 名

電話番号

職員の退職管理に関する条例 (平成28年岡山県条例第 6 号) 第 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 所 属 ・ 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
8 再 就 職 先 に お け る 地 位	

(記載上の注意)

管理職職員であった者が、離職時に管理職職員以外の職員であった場合は、離職時の職と併せて括弧書で管理職職員としての最終の職を記入すること。